



発行 東京都

目次

規則

○東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（建設局総務部総務課）…一  
○火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…一

告示

○公共測量の実施（四件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…三  
○建築基準法による意見の聴取……………（都市整備局市街地建築部調整課）…四  
○貸金業法による行政処分……………（産業労働局金融部貸金業対策課）…四  
○森林法第百八十九条の揭示（二件）……………（産業労働局農林水産部森林課）…四  
○火災予防施行規程の一部改正……………五

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…七  
○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…七  
○東京都教育委員会職員表彰規程に基づく表彰……………（東京都教育委員会）…七

規則

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月十二日

●東京都規則第二十一号

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建設事務所長委任規則（昭和四十四年東京都規則第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一号の四中「第二十五条第九項」を「第二十五条第八項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十二号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四の二第八号中「第四条の二十第一項」を「第六条の六の表(一)の項(一)の欄」に、「特殊建築物等調査資格者」を「登録特定建築物調査員講習を修了した者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）第一条の規定による改正前の建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「旧施行規則」という。）第四条の二十第一項に規定する特殊建築物等調査資格者

第十一条の四の二第九号中「第四条の二十第三項」を「第六条の六の表(二)の項(一)の欄」に、「建築設備検査資格者」を「登録建築設備検査員講習又は同表(三)の項(一)の欄に規定する登録防火設備検査員講習を修了した者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 旧施行規則第四条の二十第三項に規定する建築設備検査資格者  
第十一条の四の六第二項第一号イ中「卒業した者」の下に「（当該学科又は課程を修

めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第二十二条第二項第一号イにおいて同じ。」を加える。

第十一条の五第一項中「により算出して得た数に六人を加えた数」を「の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数（一未満の端数は切り上げるものとする。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、消防総監が別に定める使用実態等のある防火対象物にあつては、消防総監が定める数以上とするものとする。

第十一条の五第一項の表を次のように改める。

防火対象物の区分	人員
条例第五十五条の五第一項第一号 条例第五十五条の五第一項第二号、第三号、第五号及び第七号	床面積から一万平方メートルを減じた数を一万平方メートルで除して得た数に五を加えた数（床面積が一万平方メートル以下の防火対象物にあつては五とする。）
条例第五十五条の五第一項第四号	延べ面積から一万平方メートルを減じた数を一万平方メートルで除して得た数に五を加えた数（延べ面積が一万平方メートル以下の防火対象物にあつては五とする。）

五第一項第六号及び第八号

た数を一万平方メートルで除して得た数に五を加えた数（延べ面積が三万平方メートル以下の防火対象物にあつては五とする。）

条例第五十五条の五第一項第九号

延べ面積（令別表第一(五)項ロに掲げる用途に供される部分が存する防火対象物は、当該部分を除く部分の床面積の合計。以下この表において同じ。）から一万平方メートルを減じた数を一万平方メートルで除して得た数に五を加えた数（延べ面積が一万平方メートル以下の防火対象物にあつては五とする。）

条例第五十五条の五第一項第十号

延べ面積から三万平方メートルを減じた数を一万平方メートルで除して得た数に五を加えた数（延べ面積が三万平方メートル以下の防火対象物にあつては五とする。）

条例第五十五条の五第一項第十一号

一 令別表第一(二)項、(三)項及び(九)項イに掲げる防火対象物  
 延べ面積から二万平方メートルを減じた数を一万平方メートルで除して得た数に五を加えた数

条例第五十五条の五第一項第十二号

二 令別表第一(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項、(十一)項、(十二)項、(十三)項、(十四)項、(十五)項、(十六)項及び(十七)項に掲げる防火対象物  
 (一)項ロ及び(七)項に掲げる防火対象物  
 延べ面積から三万平方メートルを減じた数を一万平方メートルで除して得た数に五を加えた数（延べ面積が三万平方メートル以下の防火対象物にあつては五とする。）

一 条例第五十五条の三第一項第一号に掲げる防火対象物  
 指定数量（法第九条の四の規定に基づき危険物政令で定める数量をいう。）の倍数から千を減じた数を千で除して得た数に五を加えた数

二 条例第五十五条の三第一項第二号

に掲げる防火対象物  
 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う  
 部分の床面積の合計から一万平方メ  
 ートルを減じた数を一万平方メー  
 ルで除して得た数に五を加えた数  
 (当該床面積の合計が一万平方メー  
 トル以下の防火対象物にあつては五  
 とする。)

第十一条の五第二項中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「表よ  
 り」を「規定により」に、「一を」を「五を」に、「六」を「五」に、「七名」を「五  
 名」に改め、同項第三号中「七名」を「五名」に、「六名」を「五名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年三月十三日から施行する。ただし、第十一条の四の六第  
 二項第一号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する防火対象物における自衛消防活動中核要員の人員  
 が、この規則による改正後の火災予防条例施行規則（以下「改正後の規則」とい  
 う。）第十一条の五第一項及び第二項に定める基準に満たない場合の当該防火対象物  
 における自衛消防活動中核要員の人員については、改正後の規則第十一条の五第一項  
 及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

●東京都告示第三百四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
 第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同  
 条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 狛江市中和泉二丁目、中和泉三丁目、中和泉四丁目及び中和泉五丁目

各地内

四 測量の期間 平成三十一年三月一日から同年四月二十五日まで

●東京都告示第三百五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
 第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同  
 条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 昭島市昭和町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十一年二月六日から同月十五日まで

●東京都告示第三百六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
 第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があつたので、  
 同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（二級基準点改測）
- 三 測量の区域 文京区、台東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区及び足立区各地内
- 四 測量の期間 平成三十一年二月十一日から同年三月十八日まで

●東京都告示第三百七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
 第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同

条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 狛江市西野川四丁目、東野川四丁目、和泉本町二丁目、中和泉五丁目、東和泉一丁目、岩戸南二丁目、岩戸南三丁目、駒井町二丁目、猪方二丁目及び猪方三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十一年三月十八日から同年四月二十五日まで

●東京都告示第三百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第六項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成三十一年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公聴会を行う日時 平成三十一年三月二十日(水曜日)午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇三会議室  
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁)

舎三階)  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三二七

- 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
- 建築主 新宿区西新宿六丁目二十五番八号
- 所氏名 西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合
- 建築敷地 新宿区西新宿五丁目二番
- 地域地区 第二種住居地域、商業地域、防火地域及び等
- 西新宿五丁目北地区防災街区地区計画

申請の概要

- 工事種別 新築
- 及び用途 共同住宅、事務所、店舗、保育所、自転車駐車場及び附属自動車庫
- 敷地面積 約四、二六七平方メートル
- 建築面積 約二、〇七三平方メートル
- 延べ面積 約四四、五五六平方メートル
- 構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上三十五階地下二階
- 高さ 一三一・四九メートル
- 適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第三百九号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 被処分者
- (一) 商号又は名 センター

(二) 氏名(法人 呉 明奉(松原 明)

の場合代 表者氏名)

(三) 主たる営業 調布市多摩川三丁目十九番地四

(四) 登録番号 東京都知事(4)第三〇六一四号

(五) 登録年月日 平成二十八年三月十五日

二 処分年月日 平成三十一年二月二十八日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に应诉する業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成三十一年三月八日から同年六月五日まで(九十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第三百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市御岳二丁目二〇二番一	市川武雄	青梅市役所
青梅市御岳二丁目二〇	清水昌弘	

五番	竹田茂 市川清治 田代九三郎 清水和子 原島良交 滝島トク 横手正治 齊藤幸夫 山下慶治	榎原村役場
青梅市御岳二丁目四二四番口	横手源太郎	
西多摩郡檜原村字南郷六二九六番	八木佳子 木住野達也 木住野哲	
西多摩郡檜原村字小沢八三五四番三	株式会社三陽物産	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第九百四十四号のとおり。

●東京都告示第三百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市柚木町二丁目三〇〇番一及び同番二	市川九市 市川菊次郎	青梅市役所
青梅市成木二丁目三八六番二	橋本好永	
青梅市成木八丁目一〇二三番二	白井肇	
青梅市黒沢二丁目一二六番、一二二七番一	中島喜作	
青梅市梅郷一丁目二〇四七番イ二	森田信一郎	
西多摩郡檜原村字神戸七八八〇番口、八八八五番三	田中義治 坂本保 坂本正夫 坂本勝雄 高野喜郎 大谷太郎治	榎原村役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第八十七号のとおり。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第1号

火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月12日  
東京消防庁  
消防総監 村上 研一

第9条の4の次に次の1条を加える。

(自衛消防活動中核要員の人員の特例)

第9条の4の2 条規則第11条の5第1項ただし書の規定に基づき消防総監が定める防火対象物及び配置すべき自衛消防活動中核要員の人員の数は、次の各号に掲げる防火対象物に応じ当該各号に定める数とする。

(1) 条規則第55条の5第1項第9号に掲げる防火対象物のうち、次のイからトまでに掲げる要件を全て満たすもの

の 条規則第11条の5第1項の表により算出して得た数から1を減じた数以上。ただし、算出して得た数が5未満となる場合の数は、5以上

イ 特定用途（令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途をいう。

以下同じ。）に供される部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満であり、かつ、当該防火対象物の延べ面積の2分の1未満であること。

ロ 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の収容人員の合計が2,000人未満であること。

ハ 令別表第1(2)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が3,000平方メートル未満であるか、又は収容人員の合計が300人未満であること。

ニ 令別表第1(3)項に掲げる防火対象物の用途に供さ

<p>れる部分の床面積の合計が3,000平方メートル未満であるか、又は収容人員の合計が300人未満であること。</p> <p>ホ 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満であること。</p> <p>ヘ 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が3,000平方メートル未満であること。</p> <p>ト 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の収容人員の合計が500人未満であること。</p> <p>(2) 条例第55条の5第1項各号(第12号を除く。)に掲げる防火対象物のうち、次のイからホまでに掲げる要件を全て満たすもの 条規則第11条の5第1項の表により算出して得た数(前号に該当する防火対象物にあつては、前号により算出して得た数から1を減じた数) から同条第2項第2号により算出して得た数を減じた数以上</p> <p>イ 条規則第11条の5第1項の表により算出して得た数が10(前号に該当するものにあつては、11)以上であること。</p> <p>ロ 条例第55条の2の2第1項の規定による防災センサーが設置され、適正に管理されていること。</p> <p>ハ 自動式の起動装置により起動する消火設備が法第17条第1項の政令で定める技術上の基準及び同条第2項の規定に基づき条例で定める技術上の基準に従つて防火対象物全体に設置されていること。</p>	<p>ニ 特定用途に供される部分が、避難階又はその直上階若しくは直下階以外の階に存しないこと。</p> <p>ホ 特定用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の2分の1未満であること。</p> <p>(3) 条例第55条の5第1項第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる防火対象物(同項第2号の規定により一の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物のうち、同項第2号、第3号、第4号又は第7号のいずれにも該当しない防火対象物(以下この号において「中核要員非該当防火対象物」という。)が存するものに限る。)で、災害が発生した場合の自衛消防活動について、それぞれの防火対象物の間で連携して行うことが消防計画(法第8条第1項の規定に基づき定める防火管理に係る消防計画又は法第8条の2第1項の規定に基づき定める当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画をいう。第5号において同じ。)に定められているもの 防火対象物の延べ面積から中核要員非該当防火対象物の延べ面積を除いた面積を当該一の防火対象物の延べ面積とみなして条規則第11条の5第1項の表により算出して得た数以上。ただし、それぞれの防火対象物が全て中核要員非該当防火対象物である場合は、5以上</p> <p>(4) 条例第55条の5第1項第5号に掲げる防火対象物又は同項第9号若しくは第11号に掲げる防火対象物(令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)のうち、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が催しに使用されていない期間のもの 当該部分(同表(1)項以外の防火対</p>	<p>象物の用途に供される部分が存するものは、当該部分を除く。)を除いた部分の用途及び床面積の合計(同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものは、当該部分を除く部分の床面積の合計)を当該防火対象物の用途及び延べ面積とみなして条規則第11条の5第1項の表により算出して得た数以上。ただし、使用される部分が条例第55条の5第1項各号のいずれにも該当しないものは、0以上</p> <p>(5) 条例第55条の5第1項各号(第12号を除く。)に掲げる防火対象物(令別表第1に掲げる防火対象物として現に使用しておらず、空室となっている部分で他の部分と建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画され、かつ、同条第14項及び第15項で定める措置が講じられているもの(以下この号において「区画未使用部分」という。)が存するものに限る。)のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの 区画未使用部分以外の部分の床面積の合計(同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものは、当該部分を除く部分の床面積の合計)を当該防火対象物の延べ面積(同表(16)の2)項に掲げる防火対象物にあつては、床面積の合計)とみなして条規則第11条の5第1項の表により算出して得た数以上。ただし、区画未使用部分以外の部分が条例第55条の5第1項各号のいずれにも該当しないものは、0以上</p> <p>イ 区画未使用部分が、次の全てに該当すること。</p> <p>(イ) 常時施錠され、関係者以外の者が出入りできな</p>
--	---	--

いよう)に管理されていること。

(ロ) 常時無人であること。

(ハ) 可燃性物品がないこと。

(ニ) 火気、電気及びガスの使用がないこと。

ロ 区画未使用部分において災害が発生した場合の対応について、消防計画に定められていること。

附 則

この告示は、平成31年3月13日から施行する。

### 公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

- 一 名称  
特定非営利活動法人東京乾癬の会 P I P A T
- 二 代表者の氏名  
大蔵 由美
- 三 主たる事務所の所在地  
東京都杉並区永福四丁目一番四号

- 一 名称  
特定非営利活動法人日本ナルコレプシー協会
- 二 代表者の氏名  
白倉 昌夫
- 三 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区赤城下町四十四番 (株) マル・ビ内
- 四 その他の事務所  
千葉県松戸市新松戸南三丁目百十番地

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年三月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称

立川市富士見町一丁目三十六番二、四十一番九及び同番九地先

立川市曙町二丁目四十二番二十三号アーバンライフ立川 六一四号

立川市清水四丁目九百三十八番七、同番地先、九百三十九番九、同番二十六及び九百四十番

許可を受けた者の  
住所及び氏名

練馬区石神井町二丁目二十番二、同番四及び同番五

練馬区石神井町二丁目二十番十一号

一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

東京都教育委員会職員等の表彰について

東京都教育委員会職員表彰規程(昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号)第一条及び第二条の規定に基づき、平成三十一年二月八日に表彰された者は、次のとおりである。

平成三十一年三月十二日

東京都教育委員会

一 個人表彰(教職員・立志賞)

小 学 校

氏 名 職 名 主 取 組

伊勢田 美咲 文京区立駕籠町小学校 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

植田 優也 葛飾区立柴原小学校教諭 特別活動による児童の自主的活動の育成

星野 亮平 武蔵村山市立雷塚小学校教諭 特別支援学級の研究及び授業改善

氏 名 職 名 主 取 組

宮里 翼 荒川区立諏訪台中学校教諭 ICT機器を活用した授業改善

大西 貴也 八王子市立上柚木中学校教諭 研究活動及び数学科教育の推進

氏 名 職 名 主 取 組

高 等 学 校

青山 海人 東京都立翔陽高等学校教諭 部活動指導及び数学科教育の推進

山口 聖未	東京都立町田高等学校 教諭	ICT機器を活用した授業改善	長郷 友美	江東区立明治小学校主 任教諭	外国語活動教育の推進
船山 隆夫	東京都立町田工業高等学校 学校教諭	部活動指導及び 数学科教育の推 進	橋本 ひろみ	世田谷区立池之上小学 校指導教諭	東京都における 道徳教育の推進
播正 圭史	東京都立青梅総合高等 学校教諭	生徒・部活動指 導及び教材研究 の推進	早川 大介	渋谷区立神南小学校主 幹教諭	道徳教育の推進
山下 孝之	東京都立五日市高等学 校教諭	教科指導の推進 及び積極的な学 校運営への貢献	武田 梓	荒川区立汐入小学校栄 養士	食育活動の推進
氏 名	職 名	主な取組	高石 直貴	練馬区立豊玉第二小学 校主幹教諭	特別支援教育の 推進と人材育成
知葉 真実	東京都立町田の丘学園 教諭	部活動及び保健 体育指導の推進	根本 裕美	練馬区立光和小学校指 導教諭	生活科教育の推 進
藤井 麻由	東京都立八王子東特別 支援学校教諭	学習指導及び部 活動指導の推進	大塚 重彬	葛飾区立西小菅小学校 主任教諭	学校運営(指導 力向上・学力向 上)の推進、道 徳科教育の推進
佐藤 美美	東京都立八王子特別支 援学校主任教諭	教科指導及び教 材研究の推進	小池 幸恵	葛飾区立東綾瀬小学校 指導教諭	社会科教育の推 進
小池 駿	東京都立田無特別支援 学校教諭	学習指導及び部 活動指導の推進	村野 佳顕	八王子市立大和田小学 校主任教諭	教科研究(授業 力・指導力の向 上)の推進
二 個人表彰(教職員)			吉田 裕介	八王子市立鎌水小学校 主幹教諭	小中一貫教育の 推進
氏 名	職 名	校	榎田 紀子	八王子市立上柚木小学 校主幹教諭	音楽科教育の推 進
富樫 学	港区立港陽小学校主幹 教諭	主たる功績	湊 りか	八王子市立第四小学校 主任教諭	校内研究の充実
大谷 美奈子	文京区立明化小学校主 幹教諭	オリンピック・ パラリンピック 教育の推進	因藤 佳代	国立市立国立第二小学 校主任教諭	音楽教育の推進
池田 直亮	台東区立富士小学校主 幹教諭	音楽科教育の充 実、発展に対す る寄与	野村 宏行	東大和市立第八小学校 指導教諭	東京都における 道徳教育の推進
		指導法の研究	竹川 優子	多摩市立東落合小学校 主幹教諭	いじめ防止に対 する取組の充実 研究活動の推進
			氏 名	職 名	校
			水町 周義	文京区立第一中学校主 幹教諭	生活指導の充実
			入子 彰子	文京区立音羽中学校指 導教諭	社会科教育の推 進
			大島 明人	台東区立浅草中学校主 幹教諭	部活動指導を通 じた健全育成
			永井 信一	台東区立柏葉中学校主 幹教諭	数学科教育の推 進
			大橋 雄一	台東区立駒形中学校主 幹教諭	学校運営の推進
			飯田 憲史	江東区立第四砂町中学 校主幹教諭	道徳教育推進の ための研究と研 さん
			長尾 美津江	世田谷区立喜多見中学 校栄養教諭	食育の推進
			小林 博子	豊島区立明豊中学校主 幹教諭	英語教育の推進
			駒澤 正人	荒川区立原中学校主幹 教諭	学校運営(校内 研究)の推進、 英語教育の推進
			大内 恵美子	荒川区立原中学校主任 教諭	学校運営(学年 主任・校内全分 掌経験・研究推 進委員)の推進
			本村 雄二	足立区立西新井中学校 主幹教諭	東京都公立学校 美術展覧会の運 営
			中山 恵施	八王子市立第五中学校 主幹教諭	学校運営、社会 科教育の推進
			野崎 貢	八王子市立打越中学校 主幹教諭	学校運営、校内 研修の推進



中 等 教 育 学 校	紙澤 雅一	青梅市立第一中学校主 幹教諭	情報教育、数学 科教育、教育課 程経営の推進
	正親 智行	青梅市立吹上中学校主 幹教諭	技術科教育の推 進、学校運営
	加藤 真由子	調布市立第五中学校指 導教諭	英語科教育及び 国際理解教育の 推進
	金勝 友恵	町田市立南中学校指導 教諭	理科教育の推進、 特別支援教育の 推進、指導教諭 に対する指導・ 育成
	水本 孝子	小金井市立緑中学校指 導教諭	弦楽部の指導、 音楽科教育、学 年経営の推進
	田中 悦子	福生市立福生第三中学 校教諭	音楽科教育の推 進及び部活動指 導(吹奏楽)の 充実
	佐野 貴宏	武蔵村山市立第五中学 校主幹教諭	社会科教育の推 進
	前田 福雄	新島村立式根島中学校 教諭	安全な学校教育 施設の推進
	氏 名	職 名	主たる功績
	高石 隼人	東京都立足立新田高等 学校教諭	人命救助(善 行)
篠田 健一郎	東京都立西高等学校指 導教諭	公民科教育の推 進	
福家 健司	東京都立清瀬高等学校 主任教諭	部活動(少林寺 拳法部)の推進	
三 個人表彰(管理職)			
清水 英雄	東京都立三鷹中等教育 学校経営企画室長	校長の学校経営 を支える経営企 画室における経 営企画の推進	
伊藤 めぐみ	東京都立白鷺特別支援 学校主任教諭	東京都公立学校 美術展覧会の運 営	
氏 名	職 名	主たる功績	
古谷 尚律	台東区立金竜小学校長		
山田 明	墨田区立業平小学校長		
関 哲也	江東区立第一亀戸小学校長		
茂呂 美恵子	大田区立田園調布小学校長	(統括校長)	
池上 京子	世田谷区立下北沢小学校長	(統括校長)	
長田 真理子	渋谷区立千駄谷小学校長		
堀 聡明	中野区立上鷲宮小学校長		
筒井 鉄也	杉並区立久我山小学校長		
竹内 明子	杉並区立済美小学校副校長		
北條 覚	豊島区立池袋小学校長		
浅見 智則	板橋区立向原小学校長		
増田 好範	足立区立千寿本町小学校長		
内野 康之	立川市立第三小学校長		
石崎 純一	小平市立小平第四小学校長		
石田 恒久	日野市立日野第一小学校長		
茂呂 雅仁	国分寺市立第二小学校長	(統括校長)	
小野江 隆	武蔵村山市立第七小学校長		
佐島 規	多摩市立多摩第二小学校長		
屋宮 茂穂	西東京市立住吉小学校長		
氏 名	職 名	学 校	
愛川 睦	文京区立音羽中学校長		
米塚 裕貴	品川区立浜川中学校長		
片柳 博文	目黒区立東山中学校長	(統括校長)	
阿部 陽一	世田谷区立世田谷中学校長	(統括校長)	
齊藤 久	中野区立中野東中学校長		
小澤 雅人	杉並区立阿佐ヶ谷中学校長		
水井 雅史	荒川区立第九中学校長		
飯塚 正人	板橋区立高島第三中学校長		
山崎 要	足立区立東綾瀬中学校長		
武田 信樹	江戸川区立瑞江第三中学校長		
清水 和彦	八王子市立加住中学校長	(統括校長)	
井手 伊澄	町田市立小山中学校長		
小出 宏	福生市立福生第二中学校長		
佐伯 英徳	狛江市立狛江第二中学校長		
勝見 俊也	西東京市立柳沢中学校長		
氏 名	職 名	高等学校(附属中学校を含む)	
善本 久子	東京都立白鷺高等学校(兼 鷺高等学校附属中学校)校長	(統括校 長)	
大塚 雅一	東京都立江北高等学校長	(統括校長)	
白田 三知永	東京都立小松川高等学校長	(統括校長)	
大窪 伸幸	東京都立目黒高等学校長		

上野 勝敏 東京都立富士高等学校(兼 東京都立富士高等学校附属中学校) 校長(統括校長)

久保 淳 東京都立文京高等学校 校長

吉田 順一 東京都立立川高等学校長(統括校長)

高橋 豊 東京都立武蔵高等学校(兼 東京都立武蔵高等学校附属中学校) 校長(統括校長)

氏名 中等教育学校 職名

永森 比人美 東京都立南多摩中等教育学校長(統括校長)

氏名 特別支援学校 職名

竹内 朗 東京都立矢口特別支援学校副校長

四 団体表彰

小 学 校

学校等の名称 主たる功績

瑞穂町立瑞穂第一小学校 ふるさと教育の推進

中 学 校

学校等の名称 主たる功績

足立区立千寿桜堤中学校 オンラインピック・パラリンピック教育

狛江市立狛江第二中学校 特別な支援を必要とする生徒のための巡回指導システムの構築

高 等 学 校

学校等の名称 主たる功績

東京都立足立東高等学校 校内生徒支援体制の強化

東京都立町田高等学校

ブランドデザインに基づいた先進的な教育活動の推進

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七號 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

